第6章

贈与と税金

1 第1節　贈与税の概要

贈与税とは

POINT

贈与税は、個人間の贈与により財産を取得した者に対して課せられる税金です。

1 贈与税の対象

贈与税は、個人が、個人から財産の贈与を受けた場合または経済的利益の供与を受けた場合に、その贈与を受けた者または経済的利益の供与を受けた者に対して課税されます。

2 贈与税の非課税財産

社会政策的な見地などから、贈与税の対象とならない非課税財産が定められています。非課税となる主なものは、次に掲げる財産です。

非課税財産の種類	注意点
扶養義務者（※）から贈与を受けた生活費・教育費	通常必要と認められる金額を、必要な都度直接これらに充てる場合に限る
香典、祝物、見舞金等	社会通念上、必要と認められるものに限る
法人からの贈与財産	一時所得または給与所得として、所得税の対象

※扶養義務者とは、「配偶者」「直系血族および兄弟姉妹」「家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となった三親等内の親族」「三親等内の親族で生計を一にする者」をいいます。

その他、次の特例措置があります。

・直系尊属からの教育資金の一括贈与にかかる贈与税非課税制度：P.333
・直系尊属からの結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税非課税制度：P.336
・直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税非課税制度：P.340
・配偶者から住宅(取得資金)の贈与を受けた場合の配偶者控除：P.342

3 贈与税の課税方法

贈与税の課税方法は、「暦年課税」P.325と「相続時精算課税制度」P.328の2つがあり、一定の要件に該当する場合に、相続時精算課税制度を選択することができます。

4 贈与財産の評価

贈与税における贈与財産の評価は相続税と同様です。すなわち、原則として財産評価基本通達により評価をします。ただし、「小規模宅地等の相続税の課税価格の計算特例」の適用P.318は、贈与税にはありません。

2 暦年課税

POINT

1年間に贈与を受けた金額が基礎控除（110万円）を超える場合に贈与税がかかります。

1 贈与税の計算

①課税価格

その年の1月1日から12月31日までの間に贈与を受けた財産の価額の合計額（非課税となる財産の額を控除したもの）が贈与税の対象です。

②贈与税額の計算

贈与税の課税価格から贈与税の基礎控除（1年間につき110万円）を差し引いた金額に、超過累進税率（基礎控除後の金額に応じた段階的な税率）を適用して計算します。贈与税の基礎控除は贈与者ごとに110万円ではなく、贈与を受ける者ごとに110万円です。したがって、複数の人から贈与を受けた場合は、それら贈与を受けた財産の年間合計額が110万円を超える場合に、贈与税がかかります。

③特例贈与と一般贈与

子、孫などへのまとまった金額の資産移転を促すため、贈与税を軽減する「特例贈与」が創設されました。そのため、2015年1月1日以降の贈与の場合、誰から贈与を受けたかにより、贈与税額が異なることになります。

㈠特例贈与

特例贈与とは、18歳（※）以上の人が直系尊属（父母、祖父母など）から受ける贈与をいいます。なお、18歳（※）以上かどうかは、贈与年の1月1日時点で判定します。

㈡一般贈与

一般贈与とは、㈠の特例贈与以外の贈与をいいます。

例えば、未成年の子や孫が父母・祖父母から受ける贈与、義理の父母・祖父母から受ける贈与、配偶者から受ける贈与、兄弟姉妹から受ける贈与、他人から受ける贈与などです。

※2022年3月31日以前は20歳

2 贈与税の速算表

POINT

贈与税は課税価格から基礎控除（110万円）を控除した金額に税率をかけて計算します。超過累進税率のため、以下の速算表を利用すると便利です。

2015年1月1日以降の贈与については、誰から贈与を受けたかにより適用される贈与税率が変わるため、使用する速算表が異なります。

(イ)特例贈与：18歳（※）以上の人が直系尊属（父母、祖父母等）から受ける贈与

次の速算表により贈与税を計算します。

※2022年3月31日以前は20歳

贈与税の速算表（特例贈与の場合）

基礎控除後の金額		税率	控除額
——	200万円以下	10%	——
200万円超	400万円以下	15%	10万円
400万円超	600万円以下	20%	30万円
600万円超	1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円超	1,500万円以下	40%	190万円
1,500万円超	3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円超	4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	——	55%	640万円

(ロ)一般贈与：特例贈与以外の贈与

次の速算表により贈与税を計算します。

贈与税の速算表（一般贈与の場合）

基礎控除後の金額		税率	控除額
——	200万円以下	10%	——
200万円超	300万円以下	15%	10万円
300万円超	400万円以下	20%	25万円
400万円超	600万円以下	30%	65万円
600万円超	1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	1,500万円以下	45%	175万円
1,500万円超	3,000万円以下	50%	250万円
3,000万円超	——	55%	400万円

(ハ)同じ年に「特例贈与」と「一般贈与」の両方がある場合

基礎控除110万円は、特例贈与と一般贈与それぞれから差し引くのではなく、特例贈与と一般贈与を合計した金額から差し引きます。

また、特例贈与と一般贈与を別々に計算すると、各々に低い超過累進税率が適用されることになるため、合計贈与価額から基礎控除（110万円）を控除した金額にそれぞれの超過累進税率を適用し、按分して計算します。

（計算例）

Aさん（18歳以上）が、2023年の1年間に父親から400万円（特例贈与）および叔父さんから100万円（一般贈与）の贈与を受けた場合の贈与税額

①特例贈与

（400万円+100万円−110万円）×15%−10万円=48.5万円

48.5万円×400万円／500万円=38.8万円

②一般贈与

（400万円+100万円−110万円）×20%−25万円=53万円

53万円×100万円／500万円=10.6万円

③贈与税額（百円未満切捨）

①+②=49.4万円

贈与税額の早見表

贈与価額	税額	
	① 18歳（※1）以上の人が直系尊属から受ける贈与（特例贈与）	② ①以外の贈与（一般贈与）
110万円	0万円	0万円
200万円	9万円	9万円
300万円	19万円	19万円
400万円	33.5万円	33.5万円
500万円	48.5万円	53万円
600万円	68万円	82万円
700万円	88万円	112万円
800万円	117万円	151万円
900万円	147万円	191万円
1,000万円	177万円	231万円
1,500万円	366万円	450.5万円
2,000万円	585.5万円	695万円
2,500万円	810.5万円	945万円
3,000万円	1,035.5万円	1,195万円
4,000万円	1,530万円	1,739.5万円
5,000万円	2,049.5万円	2,289.5万円

※「①特例贈与」・「②一般贈与」の税額は、各々その年の贈与が「①特例贈与」だけであった、「②一般贈与」だけであった場合の税額です。同じ年に「①特例贈与」と「②一般贈与」を受けた場合の税額は上記表とは異なります。

※1　2022年3月31日以前は20歳

3 相続時精算課税制度を選択して行う贈与

POINT

①累計2,500万円まで贈与税の負担なしで財産を贈与できる制度です。ただし、贈与金額は将来贈与者が亡くなった時に相続税の対象となり、過去に支払った贈与税を相続税の計算上精算します。
②暦年課税との選択制です。一度選択すると、取り消しや変更はできません。

1 相続時精算課税制度

①原則として、60歳以上の者から18歳（※）（贈与を受けた年の1月1日時点）以上の子または孫(代襲相続人に限らない)への贈与について選択できる制度です。
②贈与金額累計2,500万円までは贈与税ゼロ、それを超える部分は一律20%の税率で贈与税が課税されます。
2024年1月1日以降の贈与については、上記の非課税枠とは別に、毎年110万円の基礎控除があり、基礎控除を超えた部分について、上記の非課税枠を利用していくこととなります。
③基礎控除額110万円の暦年課税 P.325 との選択制です。一度選択すると、取り消しや変更はできません。
④贈与者（親等）の相続の際、2023年12月31日以前に相続時精算課税制度を選択して贈与した贈与金額は、贈与時期にかかわらずすべて相続財産に加えて相続税の対象とします。支払った贈与税は、相続税から差し引きます。また、払い過ぎた贈与税は還付されます。
2024年1月1日以降に相続時精算課税制度を選択して贈与した贈与金額については、毎年110万円の基礎控除を超えた部分のみが相続財産に加えられ、相続税の対象となります。支払った贈与税は相続税から差し引きます。また、払いすぎた贈与税は還付されます。

※2022年3月31日以前の贈与については20歳

2 暦年課税と相続時精算課税の比較

	歴年課税	相続時精算課税	
贈与者	誰でも可	60歳以上の者 一定の住宅取得等資金については年齢制限なし	
受贈者	誰でも可	18歳（※）（贈与を受けた年の1月1日時点）以上の子または孫（代襲相続人に限らない）	
控除額	年110万円	2023年12月31日以前の贈与	2024年1月１日以降の贈与
		一生の累計額で2,500万円	毎年110万円 ＋ 毎年110万円を超えた部分につき、一生の累計額で2,500万円
贈与税率	累進税率	累計2,500万円超過部分につき一律20％	毎年110万円超部分の金額で、累計2,500万円超過部分につき一律20％
相続時の取扱い	相続等により財産を取得した人が受けた相続開始前3年以内の贈与財産を相続財産に加算（贈与時評価） 相続財産に加算した贈与財産に係る納付済贈与税額は相続税額から控除	贈与財産をすべて相続財産に加算（贈与時評価） 納付済贈与税額は相続税額から控除（払い過ぎた分は還付）	贈与財産から毎年110万円を控除した金額を相続財産に加算（贈与時評価） 納付済贈与税額は相続税額から控除（払い過ぎた分は還付）

※2022年3月31日以前の贈与については20歳

3 相続時精算課税制度の注意点

相続時精算課税制度を選択する場合には、次の点に注意が必要です。

選択制	父からの贈与、母からの贈与、各々選択できる 例：父からの贈与は相続時精算課税制度、母からの贈与は暦年課税を選択
取消不可	一度選択すると、その贈与者からの贈与について暦年課税による贈与は受けられない
年齢の判定 （贈与者・受贈者）	贈与があった年の1月1日時点
申告手続き	贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに、選択の届出と贈与税申告が必要（贈与金額が2,500万円以下であり、贈与税ゼロであっても必要）

4 相続時精算課税制度を選択するかしないか

相続時精算課税制度は、一度選択すると取消しができないため慎重な判断が必要です。

①将来、相続税がかからない方の場合

例えば、将来、父の相続時には相続税がかからない見込みのケース。

110万円を超えるまとまった金額を一度に贈与したい場合は、父からの贈与について、相続時精算課税制度を選択した方がよいでしょう。

相続時精算課税制度を選択すれば、2,500万円までは贈与税がかかりません。また、将来、父の相続発生時に贈与金額が相続税の対象となっても、元々相続税がかからないケースですので、贈与金額2,500万円までは結果として税金ゼロで贈与できます。ただし、贈与税の申告が必要です。

②将来、相続税がかかる方の場合

例えば、将来、父の相続時において相続税がかかる見込みのケース。

父からの贈与について、通常の贈与税（暦年課税）の税率が将来の相続税率より低い場合は、相続時精算課税制度を選択せず、暦年課税による贈与を行う方が有効です。相続時精算課税制度を選択すると、将来の相続の際、過去の贈与財産が足し戻され、高い相続税率が適用されますので、このような場合は選択しない方がよいでしょう。

ただし、高収益を生む不動産や将来評価額が確実に上がると予想される財産（例えば自社株）については、相続時精算課税制度を選択して、早めに移転することは有効です（不動産については、不動産取得税、登録免許税等の移転コストに留意が必要です）。

③選択後、気を付けること

相続時精算課税制度を選択した場合、以降その贈与者から贈与を受けたときには、たとえ贈与額が1万円でも翌年3月15日までに贈与税の申告をしなければなりません。

また、前年までの贈与財産が特別控除額2,500万円を上回っている場合には、1万円の贈与であっても税率20%の贈与税が課税されます。

また、相続時精算課税制度の適用を受けている財産については、相続税の納付の際に物納を選択することはできません。

4 贈与税の申告と納付

POINT

1年間に贈与を受けた金額の合計額が110万円を超え、税額が生じる場合には、翌年3月15日までに贈与税の申告が必要です。相続時精算課税制度等の特例措置を利用する場合は、税額がゼロでも翌年3月15日までに申告が必要です。

1 贈与税の申告

贈与税の申告をすべき人と申告期限は次のとおりです。

	暦年課税	相続時精算課税制度
申告義務者	その年の1月1日から12月31日までの間に、基礎控除110万円を超える贈与を受けた人	相続時精算課税制度を選択している贈与者から贈与を受けた人（税額がゼロでも申告が必要）
申告期限	贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日まで	

2 贈与税の納付

贈与税の納付は、次のとおり金銭一括納付が原則です。

原則	金銭一括納付
特例	5年以内の分割払いとする延納（金銭一括納付を困難とする場合に限る） ただし、物納は認められない
納付期限	申告期限と同じ（贈与を受けた年の翌年２月１日から３月15日まで）

3 贈与税確定申告書用紙
贈与税の申告書第1表の例

税務署長　年　月　日提出　令和 0□ 年分贈与税の申告書（兼贈与税の額の計算明細書）　修正　FD4751

第一表（令和4年分以降用）（住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第二表と、一緒に提出してください。）

提出用　税務署受付印　明治1 大正2 昭和3 平成4 令和5

住所　〒　－　（電話　－　－　）
フリガナ
氏名
個人番号又は法人番号（↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。）
生年月日　職業

税務署整理欄（記入しないでください。）
整理番号　名簿
補完　事案
申告書提出年月日　災害等延長年月日　出国年月日　死亡年月日
財産細目コード　短期処理訂正区分　確認問与区分　修正枚数

私は、租税特別措置法第70条の2の5第1項又は第3項の規定による直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率（特例税率）の特例の適用を受けます。

I 暦年課税分

i 特例贈与財産分

贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日（フリガナの濁点（゛）や半濁点（゜）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。）	取得した財産の明細 種類	細目	利用区分・銘柄等	所在場所等	財産を取得した年月日 財産の価額（単位：円） 数量	単価	固定資産税評価額	倍数
住所 / フリガナ / 氏名 / 生年月日 / 続柄（直系尊属）父 母 祖父 祖母 1 2 3 4 5 上記以外 6 ※5～6の場合に記入します					令和　年　月　日			
	過去の贈与税の申告状況	平成 令和	年分	署	過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。			
住所 / フリガナ / 氏名 / 生年月日 / 続柄（直系尊属）父 母 祖父 祖母 1 2 3 4 5 上記以外 6 ※5～6の場合に記入します					令和　年　月　日			
	過去の贈与税の申告状況	平成 令和	年分	署	過去に、特例税率の適用を受けるために左記の贈与者との続柄を明らかにする書類を提出している場合には、その提出した年分及び税務署名を記入します。			
特例贈与財産の価額の合計額（課税価格）								①

ii 一般贈与財産分

住所 / フリガナ / 氏名 / 生年月日 / 続柄（直系尊属）父 母 祖父 祖母 1 2 3 4 5 配偶者 6 上記以外 ※5～6の場合に記入します	取得した財産の明細				令和　年　月　日			
住所 / フリガナ / 氏名 / 生年月日 / 続柄（直系尊属）父 母 祖父 祖母 1 2 3 4 5 配偶者 6 上記以外 ※5～6の場合に記入します	取得した財産の明細				令和　年　月　日			
一般贈与財産の価額の合計額（課税価格）								②

配偶者控除額（右の事実に該当する場合には、□にレ印を記入します。… □ 私は、今回の贈与者からの贈与について、初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。）（最高2,000万円）③
（贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）＿＿＿円

不動産番号　1件目　2件目　←贈与税の配偶者控除の適用を受ける場合は、登記事項証明書等に記載されている13桁の不動産番号を記入してください。

【合計欄】（単位：円）　暦年課税分（③の控除後の課税価格）

I	暦年課税分の課税価格の合計額（①＋(②－③)）	④	
	基礎控除額	⑤	1100000
	⑤の控除後の課税価格（④－⑤）	⑥	000
	⑥に対する税額（「贈与税の速算表」を使用して計算します。）	⑦	
	外国税額の控除額	⑧	
	医療法人持分税額控除額	⑨	
	差引税額（⑦－⑧－⑨）	⑩	
II	相続時精算課税分の課税価格の合計額（特定贈与者ごとの第二表の⑭の金額の合計額）	⑪	
	相続時精算課税分の差引税額の合計額（特定贈与者ごとの第二表の⑰の金額の合計額）	⑫	

III 合計	課税価格の合計額（①＋②＋⑪）	⑬	
	差引税額の合計額（納付すべき税額）（⑩＋⑫）	⑭	00
	農地等納税猶予税額	⑮	00
	株式等納税猶予税額	⑯	00
	特例株式等納税猶予税額	⑰	00
	医療法人持分納税猶予税額	⑱	00
	事業用資産納税猶予税額	⑲	00
	申告期限までに納付すべき税額（⑭－⑮－⑯－⑰－⑱－⑲）	⑳	00
この申告書であるべき場合の修正前の	差引税額の合計額（納付すべき税額）	㉑	00
	納税猶予税額の合計額	㉒	00
	申告期限までに納付すべき税額	㉓	00
修正後	差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額（⑭－㉑）	㉔	00
	申告期限までに納付すべき税額の増加額（⑳－㉓）	㉕	00

（この申告が修正申告である場合の異動の内容等）

作成税理士の事務所所在地・署名・電話番号　税理士法書面提出 30条 33条の2　通信日付印　・・　確認

税務署整理欄（記入しないでください。）　義務的修正期限　年　月　日

（審5－10－1－A4統一）（令4.12）

⑦欄の税額の計算方法等については申告書第一表（控用）の裏面をご確認ください。

相続時精算課税分

国税庁ホームページより引用

1 直系尊属からの教育資金の一括贈与にかかる贈与税非課税制度

POINT

父母や祖父母から教育資金の一括贈与を受けた場合に、贈与金額1,500万円まで贈与税を非課税とする制度です。

1 概要

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合において一定の要件を満たすときは、贈与を受けた金銭等のうち最大1,500万円まで、贈与税を非課税とする制度です。

なお、扶養義務者から行なわれる贈与で、教育費として通常必要と認められる金額を、必要な都度直接これらに充てる場合は、贈与税は非課税です P.324、P.338。

2 適用要件等

①教育資金の一括贈与の適用要件

主な適用要件は次のとおりです。

贈与者	父母、祖父母等の直系尊属
受贈者	30歳未満である子、孫、ひ孫等の直系卑属（贈与の年の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合を除く）
贈与財産	教育資金に充てる金銭等（MRF又はMMFを含む）
非課税限度額	受贈者一人につき1,500万円（そのうち、学校等以外の者に支払われるものについては、500万円）
期間	2013年4月1日から2026年3月31日までの間に行われる贈与
申告	受贈者は「教育資金非課税申告書」を、金融機関を経由して所轄税務署長に提出する なお、提出する上記申告書には、個人番号（マイナンバー）の記載が必要
領収書の提出	受贈者は、教育資金に使った領収書等を金融機関に提出する 領収書等に記載された支払金額が1万円以下で、かつ、その年中における合計支払金額が24万円に達するまでのものについては、領収書等に代えて教育資金の内訳などを記載した明細書を提出することができる また、インターネットなどを利用した方法でも提出が可能。ただし、金融機関によっては対応していない場合もあるため、詳しくは金融機関にお問い合わせください

②学校等の範囲

学校等とは、主に次のものをいいます。

<table>
<tr><td colspan="3">学校教育法上の幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学（院）、専修学校、各種学校</td></tr>
<tr><td rowspan="2">外国の
教育施設</td><td>外国に
あるもの</td><td>その国の学校教育制度に位置付けられている学校、日本人学校、私立在外教育施設</td></tr>
<tr><td>国内に
あるもの</td><td>インターナショナルスクール（国際的な認証機関に認証されたもの）、外国人学校（文部科学大臣が高校相当として指定したもの）、外国大学の日本校、国際連合大学</td></tr>
<tr><td colspan="3">認定こども園または保育所など</td></tr>
</table>

③教育資金の範囲

教育資金とは、次のものをいいます。

・学校等に対して直接支払われる次のような金銭

①	入学金、授業料、入園料、保育料（一定の認可外保育施設に支払われるものを含む。）、施設設備費または入学（園）試験の検定料など
②	学用品費、修学旅行費、学校給食費など、学校等における教育に伴って必要な費用など

・学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの

(イ)役務提供または指導を行う者に直接支払われるもの

③	教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
④	スポーツ（水泳、野球など）または文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
⑤	③の役務提供または④の指導で使用する物品の購入に要する金銭

※23歳以上の受贈者に支払われる教育資金については、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練の受講費以外は適用できません。

(ロ)(イ)以外（物品の販売店など）に支払われるもの

⑥	②に充てるための金銭であって、学生等の全部または大部分が支払うべきものと学校等が必要と認めたもの
⑦	通学定期券代
⑧	留学渡航費、学校等に入学・転入学・編入学するために必要となった転居の際の交通費

3 相続税・贈与税の取扱い

①受贈者が30歳になる前に贈与者が亡くなった場合の取扱い

贈与者が教育資金管理契約の終了の日までの間に死亡した場合において、その時点における教育資金に使わなかった残額がある場合には、その死亡の日において次のいずれの要件も満たさないときは、その金額を受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされます。また、その場合における相続税の計算上、受贈者が2割加算の対象となる孫等である場合には、その残額に対応する相続税について2割加算の対象となります。

なお、令和5年4月1日以降に契約した教育資金管理契約に係る残額については、贈与者の相続税の課税価格が5億円を超える場合には、下記の要件に関わらず、その残額を受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされます。

〈要件〉

・受贈者が23歳未満である場合
・受贈者が学校等に在学している場合
・受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

②受贈者が30歳になった場合

受贈者が30歳になった場合において、教育資金に使わなかった残額があるときは、その30歳になった時点で、その残額が贈与者から受贈者に贈与されたものとして特例税率による贈与税が課せられます。（令和5年4月1日以降に契約した教育資金管理契約に係る残額については、一般税率による贈与税が課せられます。）なお、受贈者が30歳に達した日において、学校等に在学している場合または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている場合には、残額に対する贈与税課税は最長で40歳に達する日まで延長されます。

③受贈者が30歳になる前に亡くなった場合

受贈者が30歳になる前に亡くなった場合には、その時点で教育資金に使わなかった残額について贈与税が課税されることはありませんが、その残額は、その受贈者が残した相続財産となります。

4 結婚・子育て資金の一括贈与との併用

「直系尊属からの結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税非課税制度」P.336との併用が可能です。ただし、結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置の特例を受けるために提出した領収書等は、本制度では非課税の適用を受けることはできません。また、本措置において非課税対象となる費用について、結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税非課税措置と重複する部分がありますが、重複して払い出すことはできません。

2 第2節　贈与税の特例

直系尊属からの結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税非課税制度

POINT

父母や祖父母から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合に、贈与金額1,000万円まで贈与税を非課税とする制度です。

1 概要

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合において一定の要件を満たすときは、贈与を受けた金銭等のうち最大1,000万円まで、贈与税を非課税とする制度です。

なお、扶養義務者から行われる贈与で、生活費（治療費や養育費を含む）として通常必要と認められる金額を、必要な都度直接これらに充てる場合は、贈与税は非課税です P.324 P.338。

2 適用要件等

①結婚・子育て資金の一括贈与の適用要件

主な適用要件は次のとおりです。

贈与者	父母、祖父母等の直系尊属
受贈者	18歳（※）以上50歳未満である子、孫、ひ孫等の直系卑属（贈与の年の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合を除く）
贈与財産	結婚・子育て資金に充てる金銭等（MRF又はMMFを含む）
非課税限度額	受贈者一人につき1,000万円（そのうち、結婚に際して支出する金銭については、300万円）
期間	2015年4月1日から2025年3月31日までの間に行われる贈与
申告	受贈者は「結婚・子育て資金非課税申告書」を金融機関を経由して所轄税務署長に提出する なお、提出する上記申告書には、個人番号（マイナンバー）の記載が必要
領収書の提出	受贈者は、結婚・子育て資金に使った領収書等を金融機関に提出する

※2022年3月31日以前は20歳

②結婚・子育て資金の範囲

結婚・子育て資金とは、次のものをいいます。

・結婚に際して支出する次のような金銭（300万円を限度）

①	挙式費用、衣装代等の婚礼（結婚披露）費用（婚姻の日の一年前の日以後に支払われるもの）
②	家賃、敷金等の新居費用、転居費用（一定の期間内に支払われるもの）

・妊娠、出産または育児に要する次のような金銭

③	不妊治療・妊婦健診に要する費用
④	分べん費等・産後ケアに要する費用
⑤	受贈者の子（小学校就学前）の医療費、幼稚園・保育所等の保育料（ベビーシッター代を含む）など

3 相続税・贈与税の取扱い

①受贈者が50歳になる前に贈与者が亡くなった場合

受贈者が50歳になる前に贈与者が亡くなった場合において、その時点で結婚・子育て資金に使わなかった残額があるとき（金融機関に提出した結婚・子育て資金の領収書の金額の合計額が贈与金額に満たなかったとき）は、その残額は受贈者が贈与者から相続により取得したものとみなされ相続税の対象となります。その場合における相続税の計算上、受贈者が2割加算の対象となる孫等である場合には、その残額に対応する相続税については2割加算の対象となります。

②受贈者が50歳になった場合

受贈者が50歳になった場合において、結婚・子育て資金に使わなかった残額があるときは、50歳になった時点で、その残額が贈与者から受贈者に贈与されたものとして特例税率による贈与税が課せられます。（令和5年4月1日以降に契約した結婚・子育て資金管理契約に係る残額については、一般税率による贈与税が課せられます。）

③受贈者が50歳になる前に亡くなった場合

受贈者が50歳になる前に亡くなった場合には、その時点で結婚・子育て資金に使わなかった残額について贈与税が課税されることはありませんが、その残額は、その受贈者が残した相続財産となります。

4 教育資金の一括贈与との併用

「直系尊属からの教育資金の一括贈与にかかる贈与税非課税制度」P.333との併用が可能です。ただし、教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置の特例を受けるために提出した領収書等は、本制度では非課税の適用を受けることはできません。また、子の育児にかかる費用について、教育資金贈与の特例と重複する部分がありますが、重複して払い出すことはできません。

FAQ

生活費・教育費等の資金負担（贈与）と贈与税

Q 生活費・教育費は贈与税の対象でしょうか。

A 扶養義務者から行われる贈与で、「通常必要と認められる生活費・教育費」に充てるために行われる贈与は、贈与税の対象外です。

1 基本的な考え方

「生活費」とはその人が通常の日常生活を送るために必要な費用（教育費を除きます）をいい、治療費や養育費等（保険金等で補填される金額を除きます）も生活費に含まれます。また、「教育費」は、被扶養者（子や孫）の教育上通常必要と認められる学資・教材費・文具費等をいい、義務教育費に限られません。

なお、「通常必要と認められるもの」については、贈与を受けた人の需要と贈与をした人の資力その他一切の事情を勘案して社会通念上適当と認められる範囲の財産とされており、個々人の事情によって異なります。

2 生活費や教育費であっても、数年分まとめると、贈与税の対象

生活費や教育費として必要な場合であっても、数年分まとめて渡した場合は贈与税の対象となります。贈与税の対象とならない生活費や教育費は、「必要な金額を必要な都度直接これらに充てる場合」です。数年分まとめて渡し、その財産が預貯金や株式、家屋の購入資金等に充てられた場合は、贈与税の対象となります。

ただし、教育費については、「直系尊属からの教育資金の一括贈与にかかる贈与税非課税制度」P.333 が設けられています。

3 結婚費用

結婚式の費用について、その費用を誰が負担するか（子（新郎・新婦）なのか、親（両家）なのか）は、その結婚式の内容、招待客との関係、地域の慣習等の事情に応じて、本来費用負担すべき人が負担していれば、そもそも贈与には当たりません。

また、新婚生活のために、親が家具などを贈与（購入資金を贈与）した場合、それらが結婚後の通常の日常生活のために必要な家具等である場合には贈与税の対象となりません。

ただし、贈与を受けた金銭が預貯金や株式、家屋の購入資金などに充てられた場合は、贈与税の対象となります。

なお、結婚費用については、「直系尊属からの結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税非課税制度」P.336 が設けられています。

4 出産費用

前述のように、贈与税の対象とならない「生活費」には、「治療費」も含まれますので、子の出産に要する費用で、検査・検診・分娩・入院などの費用を親が負担した場合も贈与税の対象とはなりません。ただし、保険金等で補填される金額を除きます。

また、新生児のための寝具・ベビー用品などの購入資金も、新生児の通常の日常生活のために必要なものについては、贈与税の対象外です。

なお、出産費用については、「直系尊属からの結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税非課税制度」P.336 が設けられています。

5 家賃負担

家賃については、子が自らの資力によって居住する賃貸住宅の家賃を負担し得ないなどの事情を勘案して、社会通念上適当と認められる範囲の家賃を親が負担している場合は贈与税の対象とはなりません。

よって、大学生の子が下宿するアパートの家賃を親が払っている場合には贈与税の対象とはなりませんが、例えば、資産家の子で高額収入を得ている人が、豪華マンションの高額家賃を親に払ってもらっている場合には、社会通念上適当と認められず、贈与税の対象となる可能性もあります。

3 直系尊属からの住宅取得等資金の贈与税非課税制度

POINT

2023年12月31日までに父母や祖父母から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に、最大1,000万円まで贈与税を非課税とする制度です。

1 概要

2023年12月31日までに直系尊属から現金贈与を受けて、自宅不動産の新築や購入や増改築等を行い、一定の要件を満たす場合には、贈与金額のうち最大1,000万円まで贈与税が非課税となります。

2 適用要件

主な適用要件は次のとおりです。

贈与者	父母、祖父母等の直系尊属
受贈者	子、孫等の直系卑属 ・18歳（※1）以上（贈与を受けた年の1月1日時点） ・贈与年の合計所得金額が2,000万円以下 ・日本に住所があること （日本に住所がない場合でも、一定の場合には適用可）
贈与財産	次の用途に充てるための資金 ・新築住宅の取得 ・一定の中古住宅の取得 ・一定の増改築等
居住時期	贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住すること、または、遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること
住宅	日本国内にある家屋であること 家屋の床面積が50㎡以上240㎡以下であること（※2）

（※1）2022年3月31日以前の贈与については20歳
（※2）贈与年の受贈者の合計所得金額が1,000万円以下である場合には、40㎡以上240㎡以下

3 非課税限度額

非課税限度額は、「契約日」と「消費税率10%が適用されるかどうか」により、次のとおり区分されます。

契約日	消費税率10%が適用される場合		左記以外の場合（※）	
	省エネ・耐震・バリアフリー住宅	一般住宅	省エネ・耐震・バリアフリー住宅	一般住宅
～2015年	-	-	1,500万円	1,000万円
2016年1月～2019年3月	-	-	1,200万円	700万円
2019年4月～2020年3月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
2020年4月～2021年12月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
2022年1月～2023年12月	1,000万円	500万円	-	-

※　消費税率8%の適用を受けて住宅を取得等した場合のほか、個人間売買により中古住宅を取得等した場合

4 申告

この非課税制度の適用を受ける場合には、税額がゼロでも、贈与を受けた年の翌年3月15日までに一定の書類を添付して贈与税の申告をすることが必要です。

5 生前贈与加算との関係

この非課税制度により非課税とされた贈与金額は、たとえ相続開始前3年以内の贈与であっても、生前贈与加算の対象とはなりません。

6 他の控除額との併用

この非課税制度は、暦年課税の基礎控除額（110万円）、または相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）と併用できます。よって、暦年課税の場合には、最高1,110万円まで、相続時精算課税制度の場合には、最高3,500万円までの贈与について贈与税をゼロとすることができます。

4 配偶者から住宅(取得資金)の贈与を受けた場合の配偶者控除

POINT

婚姻期間20年以上の配偶者から、自宅等の贈与を受けた場合に、贈与税の課税価格から2,000万円を控除する制度です。贈与金額2,000万円までは贈与税が非課税で贈与できます。

1 概要

配偶者からの住宅（または住宅取得資金）の贈与について、課税価格から2,000万円（基礎控除110万円と合計すると、2,110万円）を控除できる制度です。

2 適用要件等

主な適用要件等は次のとおりです。

婚姻期間	20年以上
贈与財産	国内の居住用不動産または居住用不動産の購入資金
居住時期	贈与を受けた年の翌年3月15日までにその居住用不動産に居住し、 かつ、その後も引き続き居住する見込みであること
申告	税額がゼロでも贈与税申告が必要
生前贈与加算（※）	この規定により控除された金額は、生前贈与加算（※）の対象外
その他	同じ配偶者からの贈与について過去にこの規定の適用を受けていないこと

※相続開始前3年以内の贈与財産について贈与時の価額で相続税の課税価格に加算する制度。

3 特例の計算　ーケーススタディーー

例：夫が自宅の土地・建物の持分3分の1を妻に贈与した場合（同じ年に他の贈与なし）

贈与した金額から、配偶者控除2,000万円を控除し、さらに基礎控除110万円を差引いた残額に贈与税の税率を適用して、贈与税を計算します。

①贈与額：（6,000万円+1,200万円）×持分1/3=2,400万円
②課税財産額：2,400万円−2,000万円（配偶者控除）−110万円（基礎控除）=290万円
③贈与税額：290万円×15%−10万円=33.5万円 P.326

4 留意点

不動産を贈与する場合、不動産取得税、登録免許税等の移転コストが相続の場合よりも多くかかります。それらを考慮したうえで贈与するかどうかを決めることが大切です。